

パブリックコメントにおいて提出された意見の概要と県の考え方

No.	第二章「具体的な取組」の該当項目	意見の概要	県の考え方 [取組を記載している項目は担当局等を記載]
1	<p>1 予防教育・普及啓発 (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発 《12件》</p>	<p>○依存症に関する正しい知識の普及啓発に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症について正しく理解される社会であってほしい。 ・ギャンブル依存症は脳の病気であるということを知ってもらいたい。 ・ギャンブル依存症は病気であること発信をする機会を設けてほしい。 ・依存症は病気であるという認識をもっと世間の人に知ってもらいたい。 ・正しい周知・啓発、予防教育、治療方法の提案を強くお願いしたいです。 ・ギャンブル依存症に罹患しないように啓発活動に力を入れてほしい ・依存症の正しい知識について、愛知県からの広報も密にしていきたい。 ・依存症は「病気」であり、誰でもなる可能性がある、適切な対応をすれば回復はできるということをもっと周知していただきたいです。 ・以下の予防強化の取組を強く求めます。 ギャンブル依存症の危険性についての積極的な啓発 <p>○依存症に関する相談窓口の周知に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談できる窓口がある事を、多くの方が利用する所に案内のチラシ等を置いて周知させて欲しいです。 ・相談できる場所があることを広く皆さんに知っていただきたい。回復できる病気であること、よく回復したねと称賛し受け入れてくれる社会になって欲しい ・ポスターの掲示や、SNS 広告の活用や、地域の回覧板、自治体の LINE 公式アカウントなどを通じて、具体的な相談窓口を広く周知してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や相談窓口についての啓発を、動画やSNSを始めとした多様な広報媒体を効果的に活用して実施するとともに、新たに依存症に関するポータルサイトを開設することにより、若年者をはじめ幅広い世代へ向けた普及啓発の強化を図ってまいります。【保健医療局】
2	<p>1 予防教育・普及啓発 (2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組 《1件》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の予防強化の取組を強く求めます。 ギャンブル広告・宣伝の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等の広告については、過度に射幸心をあおる内容等にならないよう、全国公営競技施行者連絡協議会等において広告宣伝に係る指針が策定されており、関係事業者において指針に即した適切な広告宣伝が行われています。【関係事業者】
3	<p>1 予防教育・普及啓発 (4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発 (5) 学校教育における指導 《21件》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若者に向けた啓発予防活動を重視していくべきです。 ・ギャンブル依存症を正しく理解してもらうため、特に若者達への教育や啓蒙が大事だと思います。 ・ギャンブル依存症に関する啓発は昨今、若年層から大変重要だと感じています。 ・誰でもかかってしまうギャンブル依存症という病気になる事が、どれほど怖い事で、自分の人生を狂わせてしまうのか、若い方から知って頂き、理解してもらう事で、この病気は恥ずかしい事ではなく、もっと公の場で言えるようになってほしい。 ・職場、学校には予防教育を受講することを強く勧めしてほしい。 ・青少年や保護者にオンラインカジノの違法性、依存症のメカニズム、相談窓口を教えるなど、具体的に解りやすく教えるカリキュラムを取り込んでください。 ・ギャンブル等依存症は、まだまだ病気という認識が浸透していない印象を受けます。ギャンブル依存症について若い世代（高校生や大学生等）から広く社会に啓発や予防教育をお願いしたいです。 ・学校への予防教育(中高大)それと子供の変化を間近で感じ取ることができる保護者向けの予防教育の必要性を強く感じます。 ・小中高大学での予防教育。ギャンブル依存症は、死に至る病気である事、オンラインカジノは犯罪であることなどの啓発をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに大学及び専門学校に対し、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について周知し、活用を促してまいります。【保健医療局、県民文化局】 ・高校生に対しては、引き続き学習指導要領に基づき、ギャンブル等依存症に関する指導を行うほか、家族会を始めとする民間団体や関係局と連携して、ギャンブル等依存症の当事者の体験談を聞く機会を設けるなどの取組について、周知してまいります。【教育委員会、県民文化局】 ・「(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発」に記載のとおり、新たに依存症に関するポータルサイトを開設することにより、若年者をはじめ幅広い世代へ向けた普及啓発の強化を図ってまいります。【保健医療局】 <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	第二章「具体的な取組」の該当項目	意見の概要	県の考え方 [取組を記載している項目は担当局等を記載]
	<p style="text-align: center;">I 発症予防</p> <p style="text-align: center;">(前頁からの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若者への啓発もとても重要で中学、高校、大学などでぜひ啓発活動をしていただきたいです。 ・ギャンブル依存症は「誰でもなる病気」だと広く知ってもらう為に、もっと啓発や予防教育に力を入れてほしい(小中高校、大学、企業向け研修等) ・大学生になる前に依存症の正しい知識と教育を広め、全国のお手本になって戴けたらと思います。 ・中学、高校生等に対する依存症の予防活動をさらに強化すべきだと思います。 ・中・高校生などの若年層への啓発活動を行い、ギャンブル依存症への正しい理解と対応が必要です。 ・中高生からの啓発活動が大切だと思います。啓発動画などの作成などの場合には、専門家の意見も取り入れて作成して頂きたいです。 ・以下の予防強化の取組を強く求めます。 若年層への予防教育の充実(中学・高校での依存症教育) ・ギャンブルに触れる前の若年層(中高生)に対し、依存症のリスクやメカニズムを教える授業を積極的に行うべきです。成人年齢引き下げに伴いリスクが高まっているため、教育現場と連携したプログラムの策定を要望します。 ・中高生向け予防教育の義務化を望みます。ギャンブルする人ならだれでもなり得る病気であること、当事者もその身の回りの人も巻き込む可能性があることを知っておく必要があります。また依存症者に対する対応や、万が一自分自身や身近な人が依存症かもしれないと思ったときに相談先があることを知ってほしいです。 ・早期からの予防教育を学校現場で実施し、「学生のうちはギャンブルをしない」という明確なメッセージを、継続的な予防教育として位置づけていただきたいです。その際には、現場の実情を熟知している支援団体を講師として招くなど、実効性のある連携もぜひ検討してください。 ・依存症啓発には学校教育が不可欠だと思います。誰でもなりうること。回復することができる事、そのあとに予防し続ける事で普通の暮らしができる事など、依存症という病気の色々な面から教育してほしいと思います。また、体験談は当事者だけでなく、その家族のお話も取り入れたほうが良いと思います。 ・以下について検討を求めます。 学生への資料周知やSNS啓発が、若年層の行動や意識改革にどの程度効果的だったのか? 	
4	<p>2 関係事業者におけるアクセス制限等 (1) 本人・家族申告によるアクセス制限 《4件》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインギャンブルの接続制限、時間制限をして欲しいです ・アクセス制限について(オンラインにも幅を広げる)。 ギャンブルサイトへのブロックングアプリを提供する民間団体の取組を紹介するなどして、オンライン投票へのアクセス制限をしていくことを検討していく段階に来ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営競技におけるオンライン投票については、利用の停止や購入限度額の設定等のアクセス制限制度が設けられています。県においては、ギャンブル等依存症に関する相談窓口において、アクセス制限制度を周知し、その活用を促進してまいります。【保健医療局】
5		<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル依存症と診断されたら、公営競技も規制をかけることが出来るようにして欲しいと思いました。 ・アクセス制限の制度があることを知りませんでした。こんな制度もあるよみたいな宣伝をもっと積極的に取り組んでほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス制限制度は、ギャンブル等依存症と診断された方等のご家族による申告が可能となっています。県においては、ギャンブル等依存症に関する相談窓口において、アクセス制限制度を周知し、その活用を促進してまいります。【保健医療局】

No.	第二章「具体的な取組」の該当項目	意見の概要	県の考え方 [取組を記載している項目は担当局等を記載]
6	I 発症予防 2 関係事業者におけるアクセス制限等 (3) 営業所内における ATM の撤去に関する取組等 《1件》	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定された上位計画は「撤去等」とあり、等には撤去以外の選択肢が含まれています。貴県の計画(素案)記述では課題を含め「撤去」と断定していることから適切ではない。本項目の削除、または令和7年3月21日付で閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に則した取組と同じ内容に変更をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ばちんこ営業所のATM」については、国のギャンブル等依存症対策推進基本計画において「撤去等を推進」とされていることから、御意見を踏まえ、本計画においても「撤去等」に取り組むこととします。【関係事業者】
7	I 発症予防 1 相談支援 (1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援 《3件》	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口で専門の職員の配置。また、関係専門の団体などの紹介をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、精神保健福祉センターをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、専門の相談員による相談支援を実施するとともに、関係機関等の紹介を適切に行ってまいります。【保健医療局】
8		<ul style="list-style-type: none"> 電話だけでなくSNSでの相談窓口もより強調する必要があります。 SNS相談について、ぜひ夜間や土日でも使えるようにしてほしいです。また、本人だけでなく家族が相談できるような仕組みも充実させてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たにSNSによる相談窓口を開設し、当事者の方やその御家族が、夜間や土日等の休日であっても相談できる体制を整備してまいります。【保健医療局】
9	II 進行・再発予防及び回復支援 1 相談支援 (3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応 《1件》	<ul style="list-style-type: none"> 借金問題について相談窓口(消費生活センターなど)に行ったときに、「ギャンブル依存症」の病気が隠れていないかをチェックして、病院や相談先に繋いでもらえる連携体制も作ってほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症に関する知識や情報の提供に努めるほか、「愛知県多重債務者対策協議会」等を活用し、ギャンブル等依存症を背景とした多重債務問題に対し、関係機関が連携して取り組んでまいります。【県民文化局】
10		<ul style="list-style-type: none"> 2 家族への支援 《4件》 家族の支援として、医療機関につないだり、自助グループを紹介したりして下さい。 家族向けのマニュアルを作成し県内各地に配布して欲しいです。「全国ギャンブル依存症家族の会」などの自助グループへ繋がるようにして欲しいです。 以下の予防強化の取組を強く求めます。 家族が早期に気づけるためのチェックリストや相談導線の明確化 家族向けの支援の強化(相談先の受け皿拡大) 家族への支援については、年1回の講演会実施のみにとどまり。第1期から変化がありません。「家族向け出張ギャンブル問題専門相談」を開催し、行政側もアウトリーチしていく取り組みを民間団体と連携して行ってはどうか? 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、精神保健福祉センターにおいて家族を対象とした講演会等を実施し、家族が相談できる機会の充実を図るとともに、家族会を始めとする民間団体の紹介を適切に行ってまいります。【保健医療局】 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	3 医療提供体制の整備 《6件》	<ul style="list-style-type: none"> 受診できる病院や回復できる施設を増やしてください。 ギャンブル依存症が扱える病院やクリニックが増えるといいです。 まだまだ、専門医療機関、専門医、専門相談員が足りないと思います。 依存症専門医療機関、拠点医療機関の拡充により速やかに予約、受診、適切な診断や治療が受けられる環境を作って頂きたいです。 しっかり知識を持った医師、そして病院が増える事を切に願います。 病気を回復するための医療に繋げる仕組みを行政で作ることが、ギャンブル依存症対策であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに開設する愛知県依存症対策センターにおいて、多様な依存症に対応できる医師の養成(藤田医科大学)や、医療機関を対象とした依存症医療研修(刈谷病院)を実施することにより、依存症専門医療機関の拡充に努めてまいります。【保健医療局】

No.	第二章「具体的な取組」の該当項目	意見の概要	県の考え方 [取組を記載している項目は担当局等を記載]
12	II 進行・再発予防及び回復支援 4 民間団体の活動に対する支援 《11件》	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル依存症家族の会やギャンブル依存症問題を考える会の当事者支援部をぜひ紹介してもらいたいと考えています。 ・行政に相談したのですが、あまり満足いく回答がありませんでした。行政からも選択肢のひとつとして、民間団体のことも教えてが欲しかったです。 ・当事者家族が自助グループや家族の会に繋がれる様な対策を。(回復している当事者、家族を知ってもらう為の相談会の実施、啓発活動) ・家族会や自助グループ等の存在や活動についての情報発信と啓発活動を、行政に今まで以上に力を入れてやっていただきたいです。 ・依存と言う病気は自分の生きづらさからつながりやすいということも、もっと世間の人に知ってもらいたいと感じています。そのためには自分を見つめ直せれる自助グループというのが大変良いと思いますので、ぜひ行政側からも自助グループへの誘導をよろしくお願いします。 ・自助グループや民間の団体との連携を密にして、これ以上不幸になる家族が増えないようにお願いしたいです。 ・ギャンブル依存症家族の会などの民間支援団体と協力・連携して、取組を早急に進めてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、家族会を始めとする民間団体の活動を周知するとともに、啓発事業における協働など民間団体と幅広い連携を図り、ギャンブル等依存症の方やそのご家族が民間団体へ繋がれるよう取り組んでまいります。【保健医療局】
13		<ul style="list-style-type: none"> ・補助金制度ができれば、啓発活動や早期介入、医療機関への連携等を進めていく機会を増やしていけることでしょうか。 ・民間団体の活動に対する支援が明確に位置づけられていることが素晴らしいと思います。今後も支援をよろしくお願いします。 ・回復に向けてのプログラムができる、グループホームとか設置出来たらいいと思う。 ・家族会や自助グループへの助成や回復施設への入所の場合の助成などもあると有り難いと切実に思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、民間団体の活動に対し、その活動の一部を助成する支援を行ってまいります。【保健医療局】
14	III 依存症対策の基盤整備 1 依存症対策の体制整備 (2) 包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現 《3件》	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と民間団体がそれぞれに活動するよりも協力体制にした方がより大きな力になりえます。 ・民間、病院、行政が連携して、年に1回は勉強会を開くなど、知識のスキルアップの場を作ってほしい。 ・行政と民間団体が役割分担を明確にし、情報共有や連携を図る体制を整えることで、より多くの当事者・家族が支援につながり、救われると考えます。あわせて、行政職員が現場の声を直接学ぶ機会として、「定期的な意見交換」や「現場研修(支援団体の定例会への参加等)」を計画の中に位置づけていただきたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、精神保健福祉センターにおいて、行政機関、医療機関、民間団体等が参画する関係機関連絡会議を実施し、関係機関が相互理解を深め、ギャンブル等依存症に関する現状や課題について意見交換する場を定期的に設けてまいります。【保健医療局】
15	3 人材の確保 《4件》	<ul style="list-style-type: none"> ・困った人が、支援に繋がれるよう支援者の方にもギャンブル依存症の病気の理解を深めてほしいと思います ・ギャンブル等依存症の実態を、県職員の方々にも知っていただきたいと思います。相談窓口の方にも、家族会やセミナーへ研修として参加していただくのはいかがでしょうか? ・福祉に関わる方にも、ギャンブル依存症について学ぶ機会を持っていただきたく思います。 ・市町村のすべての福祉関連窓口において、依存症の病理や家族への適切な接遇に関する研修を実施し、その実施を計画の中に明記していただきたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県や市の職員、福祉関連従事者等に対して行われる様々な研修の機会を活用し、ギャンブル等依存症についての知識を有する人材の養成を図ってまいります。【保健医療局、福祉局、県民文化局、労働局】

No.	第二章「具体的な取組」の該当項目	意見の概要	県の考え方 [取組を記載している項目は担当局等を記載]	
16	IV 多重債務問題等への取組	2 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組 (1) 違法なギャンブル等の取締りの強化 《3件》	<ul style="list-style-type: none"> オンラインカジノなどの違法なギャンブルからの徹底した取り締まりや予防に取り組むべきだと思います。 今までのギャンブル依存症対策はあまりにも不十分です。抜け目の無い対策を急いでください。オンラインカジノは違法です。取り締まりを強化すべきです。 オンラインカジノの厳格な規制強化を真摯に取り組んでいただきたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、警察において、オンラインカジノをはじめとする違法な賭博店等の取締りを徹底し、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進してまいります。【警察本部】
17		2 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組 (2) オンラインカジノの違法性等の周知 《2件》	<ul style="list-style-type: none"> 小学生からでも正しいネットとの付き合いができるような教育の時間を是非作ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、小学生をはじめとする児童生徒や保護者、教職員等を対象に、インターネット利用に関する家庭でのルール作りを支援する講座を開催するなどにより、インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守る取組を実施してまいります。【県民文化局】
18			<ul style="list-style-type: none"> 違法オンラインカジノに誘導されないような「ブロッキング」を。 	<ul style="list-style-type: none"> オンラインカジノサイトへのブロッキングを含むアクセス抑止については、国において検討がなされているところです。
19	その他 《10件》	<ul style="list-style-type: none"> 公営競技の売り上げの一部をこれらの施策に利用できるような仕組みを作っていたら、ギャンブル依存症者が減ることを願っています。 事業者側が責任を担い、行政が実施する予防教育・普及啓発へ費用を計上する。 県内で運営する公営競技の事業者にも予防教育・普及啓発の予算として売り上げの一定割合を計上し、予防教育・普及啓発を展開していただきたい。同様に違法なギャンブルに対してもアクセスしないような啓発を行っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者においても、ポスターや動画を活用した普及啓発や民間団体への経済的支援等、様々なギャンブル等依存症対策が実施されています。県においては、それらの取組とも連携し、ギャンブル等依存症対策の推進を図ってまいります。【関係事業者】 	
20		<ul style="list-style-type: none"> 依存症患者を増やさないためにも、カジノ誘致をしない方針を明確にした計画にしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、県の具体的なギャンブル等依存症対策の取組を示すものであり、カジノ誘致の要否について示すものではありません。【保健医療局】 	
21		<ul style="list-style-type: none"> 競馬、競艇、競輪、宝くじ、パチンコ、ゲーム オンライン、ギャンブル全て禁止して下さい 公営競技、パチンコ、宝くじ、ゲームの課金等、ギャンブルの規制をもっと厳しくシステムを作って欲しいです。 パソコンやスマホで簡単に賭け事ができたりお金がかりられる。それに対して規制をしないとこの国は潰れます。 パチンコ屋に学生は入れないようにして欲しいです。 以下の予防強化を強く求めます。 オンラインギャンブルに関する規制強化と注意喚起の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等に関する規制等は国において講じられるものと考えます。 	
22		<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急現場での受け入れ拒否ゼロと、専門医療への確実な導線確保することを強く望みます。 自死という最悪の状況にならないように、こころの電話の充実。電話があったらすぐに医療保護入院できる、システムづくり。 	<ul style="list-style-type: none"> 県においては、緊急な精神科医療を必要とする方が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう精神科救急医療体制整備事業を実施しています。【保健医療局】 	